

体育館・第二体育館利用料金（現行）

施設名	利用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
市立体育館体育室	全面	3,000	4,000	6,000	12,000
	半面	1,500	2,000	3,000	6,000
市立第二体育館体育室	全面	2,000	3,000	4,000	8,000

備考

- 1 利用人数は、10名以上とする。
- 2 「半面」とは、体育室の床面の2分の1をいう。
- 3 利用許可時間を超過して利用する場合の超過利用料金は、1時間につき、当該利用区分に係る基本料金の4割を徴収する。この場合において1時間未満の端数時間は、1時間とみなす。
- 4 柏原市内在住、在勤、又は在学以外の者が利用する場合は、上記利用料金の1.5倍を徴収する。
- 5 スポーツ活動以外の事業の利用については、上記利用料金の2倍を徴収する。

利用施設	利用単位	利用者	利用料金
トレーニング室	1人3時間以内	一般	200円
		高齢者 障害者	100円
卓球室	卓球台1台1時間につき	一般 高齢者 障害者 児童又は生徒	200円

備考

- 1 一般とは、満15歳以上の者（ただし、中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。）をいう。
- 2 高齢者とは、満60歳以上の者をいう。
- 3 障害者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者で、満15歳以上の者（（ただし、中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。）をいう。
- 4 児童又は生徒とは、小学校、中学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 5 トレーニング室を利用することができる者は、一般、高齢者及び障害者に限る。
- 6 児童又は生徒のみの午後7時以降の卓球室の利用は、認めない。
- 7 高齢者、障害者、児童又は生徒のみで卓球室を利用する場合、利用料金は上記の半額とする。
- 8 柏原市内在住、在勤、又は在学以外の者が利用する場合は、上記利用料金の1.5倍（その額に、10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を徴収する。



体育館・第二体育館利用料金（見直し案）

施設名	利用 区分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
市立体育館体育室	全面	3,300	4,400	6,600	13,200
	半面	1,650	2,200	3,300	6,600
市立第二体育館体育室	全面	2,200	3,300	4,400	8,800

備考

- 1 利用人数は、10名以上とする。
- 2 「半面」とは、体育室の床面の2分の1をいう。
- 3 利用許可時間を超過して利用する場合の超過利用料金は、1時間につき、当該利用区分に係る基本料金の4割を徴収する。この場合において1時間未満の端数時間は、1時間とみなす。
- 4 柏原市内在住、在勤、又は在学以外の者が利用する場合は、上記利用料金の1.5倍（その額に、10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を徴収する。
- 5 スポーツ活動以外の事業の利用については、上記利用料金の2倍を徴収する。

利用施設	利用単位	利用者	利用料金
トレーニング室	1人3時間以内	一般	220円
		高齢者 障害者	110円
卓球室	卓球台1台1時間につき	一般 高齢者 障害者 児童又は生徒	220円

備考

- 1 一般とは、満15歳以上の者（ただし、中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。）をいう。
- 2 高齢者とは、満60歳以上の者をいう。
- 3 障害者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者で、満15歳以上の者（（ただし、中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。）をいう。
- 4 児童又は生徒とは、小学校、中学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 5 トレーニング室を利用することができる者は、一般、高齢者及び障害者に限る。
- 6 児童又は生徒のみの午後7時以降の卓球室の利用は、認めない。
- 7 高齢者、障害者、児童又は生徒のみで卓球室を利用する場合、利用料金は上記の半額とする。
- 8 柏原市内在住、在勤、又は在学以外の者が利用する場合は、上記利用料金の1.5倍（その額に、10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を徴収する。